

新型コロナウイルス感染症 支援策一覧

対象		名称	条件	概要	窓口	申請期間	
給付金	給付金	売上が50%以上減少	一時支援金	・緊急事態宣言の再発令に伴い、①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または、②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことより、本年1～3月のいずれかの月の売上が対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少している事業者	【給付額】 ・中小法人等 上限60万円 ・個人事業者等 上限30万円 【給付額】 前年（または前々年）の1月から3月の合計売上ー（前年（または前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）	南三陸商工会 0226-46-3366 一時支援金事務局 0120-211-240 03-6629-0479	令和3年3月8日から 令和3年5月31日まで
補助事業	補助金	生産性革命	ものづくり補助金	・中小企業・小規模事業者等の新商品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援	【補助上限】 1,000万円 【補助率】 ・通常枠 中小1/2、小規模2/3 ・低感染リスクビジネス枠2/3	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053	第7次締切 申請開始：R3.6.3 申請締切：R3.8.17
			持続化補助金	【通常枠】 ・小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援 【低感染リスク型ビジネス枠】 ・小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資について支援	【通常枠】 ・補助額：50万円 ・補助率：2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】 ・補助額：100万円 ・補助率：3/4	南三陸商工会 0226-46-3366	【通常枠】 第5次締切：R3.6.4 第6次締切：R3.10.1 第7次締切：R4.2.4 【低感染リスク型ビジネス枠】 3月中公募予定
			IT導入補助金	・中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援	【補助額】 30万円～450万円 【補助率】 ・通常枠 1/2 ・低感染リスクビジネス枠2/3	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 0570-666-424	随時
		中小企業等事業再構築促進事業	事業再構築補助金	以下の条件を満たす全ての業種の事業主が対象 ・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している ・事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う ・事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する ・補助事業終了後3～5年で付加価値額年率平均3.0%（グローバルV字回復枠は5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（同上5.0%）以上増加の達成を見込む事業計画を策定する	【中小企業】 通常枠：補助額100万円～6,000万円 補助率2/3 卒業枠：補助額6,000万円超～1億円 補助率2/3 【中堅企業】 通常枠：補助額100万円～8,000万円 補助率1/2（4,000万円超は1/3） グローバルV字回復枠：補助額8,000万円超～1億円 補助率1/2	事業再構築補助金事務局 コールセンター> 受付時間：9:00～18:00（土日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080 未定	2次 5月17日の週
雇用維持	助成金	従業員を休業	雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）	以下の条件を満たす全ての業種の事業主が対象 ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ・最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している ・労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	緊急対応期間の助成内容 ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める ・助成率：中小企業4/5、大企業2/3（解雇等を行わない場合は中小企業10/10、大企業3/4） ・事前計画届の提出が必要（特例事業主は休業手当計画書の提出不要）	宮城労働局またはハローワーク 022-299-8063	緊急対応期間：R2.4.1～R3.6.30日までの休業等に適用

新型コロナウイルス感染症 支援策一覧

対象		名称	条件	概要	窓口	申請期間	
雇用維持	助成金	子供がいる従業員	小学校休業等対応助成金（事業主向け）	・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主	・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（上限8,330円（4月1日以降に取得した休暇は上限15,000円））	学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999	適用日：R2.2.27～R3.3.31 受付締切：R3.6.30
	助成金	妊娠中の従業員	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に対し、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主	・対象労働者1人当たり 有給休暇5日以上20日未満：25万円 以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円） ※1事業所当たり20人まで	宮城労働局雇用環境・均等部（室） 022-299-8844	R3.4.1～R4.3.31
	助成金	家族介護をしている従業員	両立支援等助成金 介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）	・新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主	・労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円 ・取得した休暇日数が合計10日以上 35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	宮城労働局雇用環境・均等部（室） 022-299-8844	対象休暇取得期間： R3.4.1～R4.3.31
	立替金	未払賃金	未払賃金立替金	・企業（中小企業に限る）が、新型コロナウイルス感染症による影響などにより倒産状態に至った場合、国が企業に代わって未払賃金額の一部を立替払する	・労働者の未払賃金のうち、基準退職日の6月前から請求日の前日までに支払期日が到来し、まだ支払われていない賃金の総額または限度額のうちいずれか低い方の額の100分の80を立て替えて労働者に直接支払	石巻労働基準監督署 0225-22-3366	随時
雇用	支援金・給付金	休業手当の支給を受けていない労働者	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	・令和2年10月1日から令和3年6月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった者	・休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数（30日又は31日）－就労した又は労働者の事情で休んだ日数） ※1日当たり支給額は、11,000円が上限	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276	申請対象期間がR2.10～12の場合は、R3.5.31締切 R3.1～4の場合は、R3.7.31締切 R3.5～6の場合は、R3.9.30締切

新型コロナウイルス感染症 支援策一覧

対象		名称	条件	概要	窓口	申請期間
資金繰り支援	売上高5%以上減少	宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金（セーフティネット保証5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・町の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ・指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高が前年同期比で5%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月1日から令和3年3月31日まで保証申し込みをし、かつ令和3年5月31日までに融資実行分されたもの ・融資上限6,000万円（利率1.3%、保証協会保証料0.85%） ・一定要件で制度融資を活用した場合、保証料を全額補助、利子補給（当初3年間） ・資金使途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内（うち据置期間5年以内） 	町内金融機関 南三陸町商工観光課 0226-46-1385	保証申込：R2.5.1～ R3.3.31 融資実行：R3.6.30
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が①過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資上限：中小事業6億円、国民事業8,000万円（一部は当初3年間基準金利▲0.9%） ・一定要件で特別貸付を活用した場合、当初3年間利子補給・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内（ともにうち据置期間5年以内） 	日本政策金融公庫 0120-154-505	随時
		新型コロナウイルス感染症特別貸付（危機対応業務）	<ul style="list-style-type: none"> ・最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が①過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資上限：6億円以内（一部は当初3年間基準金利▲0.9%） ・一定要件で特別貸付を活用した場合、当初3年間利子補給・資金使途：設備資金及び運転資金 ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年、運転資金15年（うち据置期間5年以内） 	商工中金 022-225-7411	随時
		マル経融資（小規模事業者経営改善資金）（新型コロナウイルス感染症関連）（拡充）	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦が必要 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資上限：1,000万円（特別利率から当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金10年以内（うち据置期間4年以内）、運転資金7年以内（うち据置期間3年以内） 	日本政策金融公庫 0120-154-505	随時
	売上高5%以上減少	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係の事業を営む方で、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が①過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資上限：8,000万円（一部は当初3年間基準金利▲0.9%） ・一定要件で特別貸付を活用した場合、当初3年間利子補給 ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内（ともにうち据置期間5年以内） 	日本政策金融公庫 0120-154-505	随時
		生活衛生改善貸付（拡充）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦が必要 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資上限：1,000万円（特別利率から当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金10年以内（うち据置期間4年以内）、運転資金7年以内（うち据置期間3年以内） 	日本政策金融公庫 0120-154-505	随時

新型コロナウイルス感染症 支援策一覧

対象	名称	条件	概要	窓口	申請期間	
資金繰り支援	売上高 10%以上減少	衛生環境激変対策特別貸付	・生活衛生関係営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①衛生環境の激変に伴い、最近1カ月間の売上高が前年または前々年の同期（営業歴が1年未満の場合は過去直近3カ月間の売上高の平均額）に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること	・融資上限：1,000万円（旅館3,000万円） ・資金用途：運転資金 ・償還期間：運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）	日本政策金融公庫 0120-154-505	随時
		宮城県災害復旧対策資金	・新型コロナウイルス感染症により影響を受け、最近1カ月の売上高等が前年同月の売上高等に比して10%以上減少し、県、町、商工会による認定を受けること	・令和2年3月6日から令和3年5月31日の融資実行分まで ・融資上限：一災害5,000万円（利率1.6%以内、保証協会保証料0.45～1.00%） ・資金用途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内（うち据置期間2年以内）	町内金融機関 南三陸町商工観光課 0226-46-1385	融資実行：R2.3.6～ R3.5.31
	売上高 15%以上減少	宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金 （危機関連保証）	・市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ①金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としていること ②経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること	・令和2年5月1日から令和3年3月31日まで保証申し込みをし、かつ令和3年5月31日までに融資実行分されたもの ・一定要件で制度融資を活用した場合、保証料を全額補助、利子補給（当初3年間） ・融資上限：6,000万円（利率1.3%、保証協会保証料0.85%） ・資金用途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内（うち据置期間5年以内）	町内金融機関 南三陸町商工観光課 0226-46-1385	保証申込：R2.5.1～ R3.3.31 融資実行：R3.5.31
	売上高 20%以上減少	宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金 （セーフティネット保証4号）	・市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ①県内において1年間以上継続して事業を行っていること ②最近1カ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつその後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	・令和2年5月1日から令和3年3月31日まで保証申し込みをし、かつ令和3年5月31日までに融資実行分されたもの ・一定要件で制度融資を活用した場合、保証料を全額補助、利子補給（当初3年間） ・融資上限：6,000万円（利率1.3%、保証協会保証料0.85%） ・資金用途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内（うち据置期間5年以内）	町内金融機関 南三陸町商工観光課 0226-46-1385	保証申込：R2.5.1～ R3.3.31 融資実行：R3.5.31
	減少幅に関係なく	セーフティネット貸付	・社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる者	融資上限：中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 資金用途：設備資金及び運転資金 償還期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内（ともにうち据置期間3年以内）	日本政策金融公庫 0120-154-505	随時